

熊本県国土利用計画法に基づく届出に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号、以下「法」という。）第23条第1項の規定による届出（以下「事後届出」という。）及び法第27条の4第1項（法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「事前届出」という。）に係る事務を円滑かつ適正に執行するため、具体的な事項を定めるものとする。

第2 届出書の受付

受け付けた届出書に係る土地が、「熊本県大規模土地取引事前指導要綱」第2条第1項の規定に該当する場合には、同要綱に基づき事務処理を行うものとする。

第3 審査

- 1 受け付けた事後届出については、必要に応じ現地調査を行い、事前届出については、原則として速やかに現地調査を行うものとする。
- 2 当該届出の利用目的については、別に定める「土地売買等届出の審査及び事前指導に関する調整要領」に基づき、事後届出においては法第24条第1項の該当の有無について、事前届出においては法第27条の5第1項又は法第27条の8第1項の該当の有無について、それぞれ審査するものとする。
- 3 事前届出に係る土地に関する権利の移転等の予定対価の額については、別に定める「価格審査基準」により権利相当額を算定するものとする。

第4 修正指導

- 1 第3の2による審査の結果、事後届出に係る利用目的が法第24条第1項に該当すると認められるときは、当該届出者に対し必要な変更をすべきことを指導するものとし、事前届出に係る利用目的が法第27条の5第1項又は法第27条の8第1項に該当すると認められるときは、当該届出者に対しその根拠を示し、修正又は契約中止の指導するものとする。
- 2 第3の3により審査を行った結果、事前届出に係る土地に関する権利の移転等の予定対価の額が法第27条の5第1項第1号に該当すると認められるときは、当該届出に対し当該予定対価の額から減額すべき割合、又は準拠すべき価格の水準を示して価格の修正指導を行うものとする。
- 3 1及び2の修正指導は、回答期限を定めて行うものとする。この場合において、回答期限は、届出者が修正指導の内容及び変更するかどうかを十分検討することができる合理的な期間を考慮して定めるものとする。

なお、修正指導を行う場合には、別記様式I-1-1又はI-1-2により指導書を交付するものとする。

第5 勧告等の措置

1 不勧告

事後届出又は事前届出において、第3により審査を行った結果（第4により修正指導を行った結果を含む。）、勧告を行わないときは、速やかにその旨を不勧告通知書（別記様式I-2-1、I-2-2又はI-2-3）により届出者に対し

通知するとともに、関係市町村長に対し別記様式 I - 3 により通知するものとする。

2 助言

法第 27 条の 2 の規定による助言は、別記様式 I - 2 - 4 により届出者に対し通知するものとするとともに、関係市町村長に対し別記様式 I - 3 により通知するものとする。

3 勧告

法第 24 条第 1 項又は第 27 条の 5 第 1 項若しくは第 27 条の 8 第 1 項の規定に基づき、熊本県土地利用審査会に諮問するときは、別記様式 I - 4 により行うものとする。

また、届出者に対し勧告を行うときは別記様式 I - 5 により行うとともに、当該勧告の内容を別記様式 I - 6 により関係市町村長に通知するものとする。

なお、法第 25 条の規定に基づき、勧告に基づいて講じた措置の内容を報告させるときは、別記様式 I - 7 により関係市町村長を経由して報告させるものとする。

4 公表

法第 26 条の規定による公表は、勧告の内容及び勧告に従わなかった旨を熊本県公報に登載し、広報機関等により公表するとともに、関係市町村長、国土交通大臣及び関係都道府県知事に対し、別記様式 I - 8 により通知するものとする。

第 6 取下げ

事前届出において、届出者の双方又は片方が届出書を取り下げようとする場合は、別記様式 I - 9 - 1 による土地売買等届出書取下げ申出書を、関係市町村を経由して提出させるものとする。

事後届出において、届出者が届出書を取り下げようとする場合は、別記様式 I - 9 - 2 による土地売買等届出書取下げ申出書を、関係市町村を経由して提出させるものとする。

第 7 届出書等の提出部数

事後届出にあつては正本 1 部（県用）、副本 2 部（市町村用、届出者返却用各 1 部）、添付図書等 2 部（県用、市町村用各 1 部）の提出を求めるとし、事前届出にあつては正本 1 部（県用）、副本 3 部（市町村用 1 部、届出者返却用 2 部）、添付図書等 2 部（県用、市町村用各 1 部）の提出を求めるとする。

第 8 関係書類の保存期間

届出書に係る関係書類は 5 年間保存するものとする。

附 則

この要領は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月31日から施行する。